

第7回東京都北区資源循環推進審議会 議事録

日時:平成 25 年 8 月 28 日(水) 14:00~16:20

場所:北区第1庁舎 4階 第二委員会室

出席者:

委員	山谷委員、上遠野委員、松波委員、榎本委員、青木委員、本田委員、石川委員、五十嵐委員、大久保委員、増橋委員、堀江委員、竹腰委員、牧元委員、齋藤委員、山口委員、尾花委員、鰐淵委員、斉藤委員、依田委員
北区側出席者	宮内生活環境部長、根本リサイクル清掃課長、銭場北区清掃事務所長

〔議題〕

- 1 その他の具体策
 - (1) 事業系ごみの減量化について
 - (2) 効果的な啓発活動について
- 2 審議会答申(中間のまとめ)素案について
- 3 その他
小型家電のイベント回収実施について(報告事項)

〔議事〕

○事務局：生活環境部長

本日は月末のお忙しい中、またお暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。生活環境部長でございます。記録的な猛暑もようやくおさまる兆しが見え始めまして朝晩は秋の気配が漂うようになってきております。二か月ぶりの審議会となりますがどうぞよろしく願いいたします。それではただ今から、平成 25 年度第 7 回東京都北区資源循環推進審議会を開催いたします。さて、昨年 7 月からご審議をさせていただいておりますこの審議会も一年を過ぎまして今回を含め残すところあと 3 回となりまして、そろそろ一定のまとめを行う段階となって参りました。今回はそういうことを含めまして議題を用意させていただいておりますのでさらに議論を深めていただきたければと思います。どうぞよろしく願いいたします。なお、発言をされる際にはマイクをお使いいただきまして、混線防止のために発言が終わりましたら必ずマイクのスイッチをお切りいただくようお願いいたします。それでは会長にご挨拶をいただきましてこの後の進行をお願いしたいと思います。それでは会長よろしく願い致します。

○会長

よろしく願い致します。今回は事務局の方から中間まとめの素案をご用意いただきまして、いよいよ終盤を迎えようかというところでございますので引き続き充実した議論をしてみたいと思います。よろしく願い致します。それでは会議を進行させていただきたいと思います。

議題 1 その他の具体策(1) 事業系ごみの減量化について、ご説明をお願い致します。

○事務局：リサイクル清掃課長

資料の説明に入ります前に、本日の資料を確認させていただきたいと思います。資料 1 から資料 4 までをすでに送ってございます。また机上に啓発活動に使っておりますリーフレット等を置いております。子供向けに「もったいないごみ」をなくすためにわたしたちができること、というリーフレットと、一般

向けに家庭ごみ・資源の分け方出し方というルールを書いた冊子を用意してございます。ありますでしょうか。

それでは資料1について説明をさせていただきます。資料1 その他の具体策(1)事業系ごみの減量化と効果的な啓発活動の二つを挙げさせていただいております。まずは事業系ごみの減量化についてですが、今まで家庭系ごみの減量についてご議論させていただいておりますので、その一方を担います事業系ごみについてご議論いただきたいと思っております。

資料 1-4 をご覧ください。これは今までごみというものも法律用語では廃棄物という言葉を使っていますので、法律の体系を表記しています。廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物がありまして、産業廃棄物については 20 種類が定まっています、それ以外については一般廃棄物となります。その中でも家庭廃棄物と事業系一般廃棄物に分かれています。家庭系につきましては、一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物として今までこの議論を重ねていただいた次第でございます。それに対して事業系廃棄物については事業活動に伴って生じた廃棄物のうち産業廃棄物以外の廃棄物ということで、事業活動というのは必ずしも営利を目的とせずNPO活動も入っています。町会自治会等の活動も入っています。基本的には処理の方法については家庭系は行政が清掃事業の中で収集する、となっています。事業系廃棄物については原則北区が許可する廃棄物処理業者と契約して収集、処理する。ただし、小規模排出事業者については家庭系ごみの収集に支障がない範囲で事業系のごみ処理券のシールを張って出してもらっています。これが事業系一般廃棄物の位置づけでございます。

それでは資料 1-1 に戻っていただけますでしょうか。一番目の事業系ごみの課題につきましては示している通りですが、二番目の北区の主な取り組みについてです。大きく分けまして二つの取り組みをしています。ひとつは処理方法による指導です。許可業者に委託して処理している事業者と2の区の収集に有料で出している小規模排出事業者については表記しているような指導をすることで適正処理をお願いしているところでございます。二番目の区の収集で有料化している小規模事業者につきましては、可燃、不燃、古紙を北区で集めています。

次頁の資料 1-2 についてですが、(2)事業所の規模による指導で、①の 3000 m²以上の大規模建築物の事業者につきましては廃棄物管理責任者の選任から講習会の受講、資源の再利用計画書の作成・提出、また行政の方が随時立入検査をして法令順守等について確認しています。3000 m²に満たないが 1000 m²以上のものも 3000 m²に準じて廃棄物管理責任者の選任と再利用計画書の作成をお願いしています。

今後の取り組みについてですが、(1)の事業系ごみ排出事業者責任の推進ということで、有料ごみ処理券を出している事業者は北区は約 3000 事業者ほどいると推定されています。その事業者については引き続き本来の許可事業者への移行だとか、また小規模事業者についてはとらえきれないところがありますので排出事業者の数だとか排出状況について把握した中でごみの減量化を図っていききたいと思っております。(2) 3000 m²以上の事業用建築物の事業者への立入調査及び指導の充実については引き続き指導していききたいと思っております。約 240 事業者ほどいらっしゃいます。(3) 1000 m²以上 3000 m²未満の事業用建築物の事業者への指導方法については 3000 m²以上の事業者に比べて比較的緩和されているところがございます。これからはこの部分も少しやっけていってごみの減量化につなげていききたいと思っております。約 270 事業者ほどでございます。

資料 1-3 をご覧ください。(4) ですが 1000 m²未満についても基本的には事業者は自己責任の中で排出をする必要がありますので、1000 m²以上の建物の事業者と同じような取り組みができないか今後検討していききたいと思っております。事業系についてはいずれにしても自己責任の原則の中で資源化またはごみの減量化の中で十分な指導、もしくは立入調査等の中で状況の確認に努めてまいりたいと思っております。

います。以上でございます。

○会長

はい、ありがとうございました。只今ご説明いただいた、北区の事業系ごみ対策について何かご質問やご意見などございましたらお願い致します。委員どうぞ。

○委員

大変意欲的な今後の取り組み方法が示されたと思います。排出状況の実質を把握するという事で結構大変だと思われます。どのようにするのか具体的にあれば教えてください。

○会長

今おっしゃっているのは大規模・中規模・小規模どのあたりをイメージされていますでしょうか。

○委員

どれをとっても大変だとは思いますが、特に小規模のところ。

○会長

ごみ処理券を貼って出しているところですね。事務局の方、いかがでしょうか。

○委員

産業部局のご協力をいただくのか、ただ統計を取るだけでもかなり大変な騒ぎをしていると思われるので、どういう手立てを考えていらっしゃるのかお聞かせ下さい。

○事務局：リサイクル清掃課長

先程 3000 位の事業者と説明いたしましたが、事業者というのは 15000 ほど北区の中にありますので、3000 というのは規模からいって他の地区からみてもちょっと少なく把握が不十分ではないかという話が出ております。滝野川地区は戸別で出しておりますのではっきりわかるのですが、それ以外の地区は集積所ですので、清掃事務所の方で収集員が回っていますので、そういったところから数字を合わせていきたいと思っております。

○会長

はい、どうぞ。

○委員

ということは、滝野川が戸別でやっていることが一つの大きな要素になっている。というのが今の説明でよく分かりました。15000 という統計数値に対して 3000 というのは把握が少ないんじゃないかということもありましたけれども、15000 全てを把握するのも相当に大変な騒ぎだなと思いますので、その辺は戸別収集なども緩和しながら進めていけば、逆にいえば把握できるのではないかという風にも思います。後は産業部局にどのようにご協力をいただくのか、この辺りが大事な仕事になるのではないかと思いますので申し上げました。

○会長

ありがとうございました。いずれにせよ、たった 3000 という話ではないはずなので、おそらくもっと多い小規模事業所の数があるけれども、場合によってはごみ処理券をコンビニなどで買って、適当な袋の大きさに応じた金額の券を貼るということをご存じない所もあるのではないかと思います。何らかの形で小規模事業者さん、商店街さんに周知することがとても大事なのではないかと思います。その辺についてはいかがでしょう。清掃事務所長さん、いかがでしょう。

○事務局：北区清掃事務所長

今ご指摘ありましたように、小規模事業者については事業系のシールを貼って排出することが可能ということで、先程の説明にもあったように戸別と王子・赤羽の集積所収集の違いはあるとはおもいます

けれどもやはり、王子、赤羽においても袋で事業系あるいは一般・家庭かというのが分かるので、それについては日々指導をしておりますので、その中でご存じない方については啓発を進めているというところなのですが、概ねのところは理解されているのかなと思っております。ただ、原則としては委託業者でやるということが御理解されているかということについては不明ですが、シールを貼って出すということの原則は概ねこの事業所もご理解いただいているのかなと。理解されていないところについてはその都度可能な範囲で周知をしていると。産業界とかの連携については、必要な部分あるいはどういう風にできるかについては今後の課題かなと思ってます。

○会長

委員どうぞ。

○委員

それに関連してですが、区の収集に有料で出している小規模事業者ということで指導をしているということですが、どの程度の指導の件数があつたのかということと、10月からまた有料ごみ処理券が高くなるということですが、有料にすることで減量につながると思います。お店と住まいが一緒のところもありますよね。例えばお店で出た蛍光灯のごみをどうするかなど、モラルの問題も含まれてきます。そのような細かい対応についてやっていかないと、値段があがるということもあり、きちんとしない人が出てくるかもしれないと思うのですが、どう思われますか。

○事務局：北区清掃事務所長

我々も事業系か家庭系かという問題ですが、あくまで事業系のごみは事業系として処理していただくよう認識していただいて、もし何か問題がある事業所がある場合にはお願いに上がると。ただ、いずれにしても啓発というのは日々続けていくものだと思いますので、そういったことについては引き続き丁寧に対応してまいりたいと思っております。

○会長

○○委員どうぞ。

○委員

事業系のごみを排出する業者が、例えば小規模事業者等が許可業者に移行するというのは料金が今有料ごみを買っているより値段としては上がるのでしょうか。そのところを確認したいのですが。

○事務局：リサイクル清掃課長

今回10月から改定します一般廃棄物に関しては1キロ32円50銭が36円50銭になるのですが、条例で上限を定めておりますのでそれ以上は取れないということになります。上がることはないです。ただ産業廃棄物に関しては別で上限もありません。それは個別の契約ですので、当然に上がることもございますし、契約によります。ただし、事業系といっても業態によって大きく違うものですから、例えば飲食系ですとにおいを伴う廃棄物が発生しますし、普段でしたら週2回の収集ですが、飲食系は小さなところでも許可業者をお願いしているのかなとも思われます。ですから業態によって違うのかなという感覚を持っております。

○委員

料金的にはそんなに変わらないということですので、きちんと許可業者への委託、回収していただくためにもやはり事業系のところには、メリットというような、ただ啓発をするだけではなくて、きちんと事業系ごみをルールにのっとって対応しているお店には企業名や商店名をHPなどでアップしてあげるなど、表彰というか目に見える形でのお墨付きを与えるようなことをしないと、なかなか拡大されていかないのではないかと思います。いかがでしょうか。

○事務局：リサイクル清掃課長

他の地区でも商店街単位でやっているところがありまして、例えば 8 時前に商店街をきれいにしたいということで同じ許可業者が毎日回っているというような、商店街の事務局あたりが中心となってやっているようなところもございます。清掃事務所長も少し言いましたが、もっと産業と連携して商店街としてまとまりとして何かできないかということを含めて今後の検討課題かなと思っています。

○委員

今日はこの審議会の中に商店街の代表の方も産業の代表の方もいらっしゃいますので、それぞれの業態としても環境に配慮した推進を北区では行っているんだというようなところで是非ご協力をいただければありがたいなと思っています。以上です。

○会長

エコショップ認定制度のようなものは現状どうなっていますか。

○事務局：リサイクル清掃課長

エコショップそれ自体はやっていないのですが、レジ袋の削減については商店街と連携しながら何年か前からしておりまして、だいぶ効果があがっていると思っていますが。先生がおっしゃっているエコショップの認定につきましてはまだ取り組んでいません。

○会長

いずれにしましても、新たに開業されたお店など、もし区で把握しているのであれば、そういうところを重点的にお願いというか指導をするのもひとつですよね。例えば有料化をした自治体では転入される方がいるとごみ部局に回ってきてもらって、有料指定ごみ袋の説明をしてもらおうというようなですね。そのようなことを含めて取り組んでいただけるといいかなと思いますので。○○委員どうぞ。

○委員

北区産業連合会で会長をしています。私たちは工場をやっているものの集まりでございまして、各工場の取り組みですがごみ自体をかなり圧縮しています。というのは利益に直結する部分なので、ごみが多くなれば多くなるほど利益が減ることになりますので効率よく、また材料も少なくなるような設計等をして各企業は利益を出すように頑張っています。そうやってごみ等が削減されているような気がします。先程 3000 という数がございましたが、青色申告会という会があって、そこでは個人事業主ですがたとえば伝統工芸士の方たちも入っていますし、王子法人会というのがありまして只今 4500 社くらい加入していますが、実際は株式会社、有限会社、合資会社等、法人は王子税務署は 10000 ちょっとあると言っております。ですから王子税務署の納税者、事業所と呼ばれているところは 20000 ちょっと実はあろうかと思います。20 人以下を小規模というということですので、多分 9 割以上がそこに当てはまると思います。ということは 15000 社まであるのかな、と思っています。私は印刷業なのですが、印刷組合に加入している組合員のところには、自分の会社から出た古紙は組合でただで集めて組合で処理をしています。インクの残肉というのですが、インクを印刷機にかけて余るのですが、掃除をしないと固まってしまうものですから機械が使えなくなります、その残肉というのも缶にためておく組合指定の業者が持っていくというような方法になっております。印刷業界が北区で 200 社ほどあると思われませんが、そのうち組合に加入しているのが四分の一くらいしかありません。さっきの 15000 社分の 3000 社というのと同じように印刷業者も組合に加入しているところは少ないです。実は組合費が一月五万円など高いものですから、その分で色々処理経費もできるのですが、ご夫婦と従業員一人、機械一台でやっているところなどは実は入らないでいるところがあると思います。それが実態でございます。

○会長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。〇〇委員どうぞ。

〇委員

商店街連合会の〇〇と申します。先程から商店街の話が出ていますが、住まいと一緒にいるお店とチェーン店のお店と後は色々な形で出店されていますが、結局住まいと一緒にいるところは事業系ごみということで考えているのは少ないと思います。業種によっても違いますが、それほどでなければ居住しているから家庭ごみという理解ですね。またチェーン店なんかでも事業系として入ってくるでしょうけれども、そんなにごみが出ないところは住まいに持って行って家庭ごみとして出せばいいという考えも出ています。細かくやれと言われれば非常に難しい問題です。商売をしているから全て事業系ごみだと言われても、家庭ごみと事業ごみをどうやって分けるのかということになって、少量ですから事業所みたいに出るわけではないので、どうやって捉えたらいいのかなという思いはあります。

〇会長

そうですね、例えば一袋という形になるのであれば、事業系ごみとして有料の処理券を貼って出していただくというのは絶対に必要なことですね。紙切れ一枚などであればまた別の問題だろうと思いますがね。

〇委員

ですから、きちんと排出している事業者に対してはやはりなんなりのメリットやお墨付きというものをもって啓発を行っていかなくては一向に改善されないのではないかなというのが私の意見です。

〇会長

私も良く見るのですが、貼ってある山のところは良く貼ってあるのですが、貼ってないところは全く貼ってない。明らかな事業系ですけれども。貼っている人がいないから自分も貼らない、ということだろうとおもいますが。そういうところははっきりと分かるのできちんと指導していくことが必要ですね。私が見ているのは他の区です。北区にはないと思いますが、事業系については引き続ききちんと指導して行ってほしいなと思います。

〇委員

文京区の場合は先進的な取り組みをしている事例を紹介したり、模範的な所については表彰制度を設けようとしていたり検討中です。

〇会長

はい、では〇〇委員。

〇委員

事業系のごみと家庭用のごみをどこで分けてくるのかという部分で、私どもの例で取れば、うちは婦人服屋ですけれども、事業系のごみは何もでない。ただ蛍光灯のごみを事業用で使っているから事業系のごみだと言われるとそうかもしれませんが、家庭用でも使っていますから。事業所と家庭が一緒ですからね。難しいと思います。小規模だからこそというか。どうやって分けるか教えていただきたい。

〇事務局：北区清掃事務所長

一般論となりますが、事業活動に伴って生じるごみは、ということですので、お店の蛍光灯であれば事業系ごみとなるわけです。家庭の居室の蛍光灯であれば家庭ごみとなる、と申し上げるしか例ではお答えできない、というふうにご容赦いただければと思います。

〇委員

今のお話のように大変難しい問題であると。紙切れ一枚、蛍光灯一本だった場合どうするか、という問

題と、先程例えに出ました魚屋さんみたいにご商売に伴って必ず出るしかも生ごみである、とかいうケースとの違いはあると思います。一概に答えにくいですね。同じように、お庭の大きな人が自分で剪定した大量の枝葉については事業系ごみとして出して下さい、という話もあります。また公共事業に協力して立ち退く場合にごみが3袋以上発生した場合には有料になるのですが、その場合、協力したのに負担が生じるということに関する苦情など、大変難しい問題があると思います。そのような事例を集めて議論するのも大事なのではないのでしょうか。この問題は有料化との関わりの議論になるのではないかと思います。啓発の実だけではなく、具体的な事例で議論をすることが大事なのではないかと思います。

○事務局：北区清掃事務所長

今の例ですが、剪定については4袋以上のごみに関しては臨時ごみ扱いとなり有料となるというのはおっしゃる通りなのですが、産業うんぬんというわけではありません。もし業者の方が剪定を行った場合は、業者の事業系ごみとして処理すると御理解いただければと思います。

○委員

今のご説明だと、一般的にも臨時ごみは有料です、という原則がありますよと。公共事業であろうとなかろうと、臨時ごみは有料です。こういう話ですね。となると、臨時ごみをどう考えるか、という問題も出てきます。問題を提起して議論していく必要があるのではないかと少し思いました。公共事業に協力して引っ越す人がたくさんいる場合に出る臨時ごみでも有料ですよ、と徹底されればいいのかと思っています。

○委員

古紙なんかは有料ですよ。ちゃんと明記してありますよ。

○事務局：北区清掃事務所長

先程の公共事業についてですが、私の理解が足りないのですが、どういう例でしょうか。

○委員

私があったのは、区画整理事業に協力して何十軒か一斉に引っ越しだったんです。3つ以上のごみに関して臨時ごみになるのは書いてある通りなのですが、認識が不足しているようでしたので、公共事業に協力したのにと苦情を言う人がいたということです。

○事務局：北区清掃事務所長

今のお話ですと、区画整理の保障金の中に入っている可能性もあり、いろんな算定もあろうかと思いますが、清掃事業の方で有料無料というのは言えない話かと。臨時ごみについては、今日お配りしているリーフレットの10頁の中段緑色の部分に書いてあります、大量のごみ・古紙を出す場合は有料、5袋以上の記載しておりまして、HP等でもこの辺は御案内させていただいております。

○委員

質問と提案なのですが、一件目は行政側はごみの問題として指導する権限をどの程度お持ちなのかということ、もうひとつは家庭ごみと事業ごみの区別が中小事業者の方は非常に分かりにくいということで、これは提案なのですが、これは諸刃の剣になりますが、準事業者という制度を設けて何らかの救済処置をとるとかそういう方法もひとつ考えられるのではないかと思います。諸刃でもありますのでためらいもありますが、一つの案として提案したいと思います。

○事務局：北区清掃事務所長

前段の指導については、清掃事務所でも専門の「ふれあい指導班」という班を作っておりまして、排出状況が良くない集積場所や事業者などに直接お話しをしに上がるチームがあるのですが、権限を持って命

令を下したりというものまでは今のところやらずにお願い、ご協力をあおぐというものです。条例等に
従いまして、事業者の責任ですとか区民の責任というところに立ち返って指導するというふうにして
おります。

○事務局：リサイクル清掃課長

二点目についてですけれども、資料1-4を見ていただきたいのですが、廃棄物処理法という法律があり
まして、それに基づいて北区も廃棄物の処理をしています。はっきりと家庭用ごみと事業系ごみの定義
がなされていますので、事業活動に伴った廃棄物については事業系のごみですので、それを準事業者と
いう区分けはしていません。ただし、中小企業対策として常時20人以下で毎日10キロ未満のごみにつ
いてはシールを貼って家庭用ごみと一緒に出してもらっています。ご提案の様な話は法律的にできないこ
とだと思います。

○会長

他にありませんか。

○委員

分類の徹底等、排出指導についてですが、びん・缶・ペットボトルなど資源物に関しては家庭から搬出
されるものに関しては区が収集していると。販売店に戻すなど事業者責任で処理するような指導をして
いるということですが、これは具体的にどのようなことを言っているのでしょうか。

○会長

資料のどこについてですか。

○委員

資料1-1 2イについてです。

○事務局：リサイクル清掃課長

中小企業対策としてシールを貼って出せるというのが決まっています、基本的には20人以下で毎日
10キロ未満ということです。ただし種類につきましては、可燃・不燃・古紙についてに限ります。それ以外
については本来の原則に戻りますので、これは資源ですので本来の原則通り、自らの責任の範囲で処理
しなければならないということになります。

○会長

よろしいでしょうか。○○委員どうぞ。

○委員

すみません、○○さん。もう少し○○委員の質問が続くかもしれませんが、先程の○○委員の話を聞いて
いて準事業者という言い方は別にしましても、有料化を始める際にどっちつかずで逃げれる、言い方
は良くないのですが、ただで出せたり、シールを貼って出さなければいけないような状況が
できてしまうのであれば、有料化を求めたときに、多分みんな知恵を使って払わない方へ逃げると
思うんですね。有料化を機に法律の方も少し考えなければならないのではないかと。立法の方の立場に
いるものとして思うことなのですが。会長へ質問ですが、議論を色んなところで重ねていると思う
のですが、どうにか逃げれてしまう、言い方は悪いですがお金を払わないで出してしまう方法がある
ような状況の中で有料化を求めるのは難しいのではないかと。どっちつかずの汽水域にいるよ
うな話を解決するには法律の方を変えなければいけないのではないかと。○○委員がおっしゃ
った準事業者という言い方は別にしましても、そういうカテゴリーを新たに作らないと
払う方としても余計に払わされたりすることもあるんですね。小規模事業者がどうして
大規模事業者の何分の一かの金額を払わなきゃいけないんだ、500円や300円でなく200
円程度でいいんじゃないか、などの不満も出てくると思われま。ですから法律を

変えなくてはいけない必要性みたいなものも感じながら話を聞いていて、法律をもしかしたら有料化に伴いいじらなきゃいけないのではないかと感じた次第なのですが。

○会長

家庭ごみを有料化すると、家庭系事業系間のごみのシフトというのがありますし、収集から持ち込みへのごみのシフトもあるかと思いますので、家庭ごみを有料化する場合、持ち込みごみを無料というか非常に安くしているのでその手数料の変更も併せて条例を改定すると。家庭ごみを有料化する場合に事業系は非常に安いという場合には、事業系の手数料の引き上げも一緒にやると、いうところも結構いくつかありますね。おっしゃるとおりだと思います。

○委員

その場合、本当に小規模な事業者のことをどのように分けているか教えていただけますか。

○会長

それなんです、対応は二つ大きくあると思います。一つは東京の多摩地域などでやっているように、小規模事業系専用の袋を作成して、結構高いのですが、原価に結構近いような価格設定になっているところが多いです。それともう一つは小規模事業系の面倒を見ません。収集の面では面倒を見ず、許可業者さんと契約してくださいというふうにつき放すやり方をとる自治体もあります。23区はまだ有料化していませんが、有料化しますとどちらにするか選択しなくてはならないことになると思います。よろしいでしょうか。今日お出ししていただいた議論も参考にして素案に書き加える形にしたいと思います。

続きまして資料 2-1(2) 効果的な啓発活動ご説明お願い致します。

○事務局：リサイクル清掃課長

それでは資料 2 をご覧いただきたいと思っております。啓発活動ですが行政としても永遠のテーマだと思っております。ご議論いただきたいと思っております。資料 2 のエコプランの中では個別計画の中でごみゼロの町の啓発活動、環境学習の拡充ということでいくつかの施策を挙げてございます。区民及び事業者のリサイクル活動拠点の提供・区民及び事業者とのごみ減量懇親会の開催、子供に対する環境学習の拡充、施設見学会の推進、イベントの開催及び支援等を考えております。これに基づいて資料 2-3 にありますように、このような印刷物を発行しますとともに、啓発活動イベントに関してはエコロジーキャンペーンから民間フリーマーケット後援まで通してあります。また啓発拠点施設に関しては 4 館のエコ広場館と北区清掃事務所等がございまして、また、リサイクル・清掃関係協力団体については、主に資源の回収をお願いしております地域リサイクラー協議会と清掃協力がございまして、北区リサイクラー活動機構についてはリサイクラーの OB の方が集まって今年で 20 周年を迎える NPO の団体でエコ広場館の指定管理者でもあります。資料 2-4 ですが、新しい施策、効果的な啓発活動というのは難しいのですが、改めて整理したところです。まず 1 番目ですが、家庭ごみ・資源ごみの分け方、出し方の全区民への周知徹底ということで、今ではこのリーフレットについては新しく北区に来た方を中心に配ったところですが、やはり書いてあることがなかなか理解されていないということと共に変わっている部分もありますので、改めて全戸配布とも考えております。また新しい情報発信手段としてインターネット等の活用を新たな手段として検討していきたいと考えております。

2 番目の生ごみの減量や雑がみなどの分別回収資源化 PR の強化ということで、この中でもご議論いただいておりますが、やはり生ごみのごみの中の大部分を占めますので、ごみの減量化に非常に有効な策を今後とも PR していきたいと思っております。また、小型家電など新たな資源回収についても北区として取り組んでいきたいと思っておりますのでその辺についても周知徹底をしまいたいと思っております。

3 番目についてですが、教育については子供時代からしていくのが一番効果があるのかなと考えております。改めて児童・生徒への環境教育の強化ということで様々な取り組みを今後とも続けていきたいと思っております。

4 番目のごみの組成調査の拡大充実ということで、審議会の中でも組成調査の結果を出していますが、現在北区の中で7か所しかやっていないのもう少し箇所を広げる中で調査を充実させるとともにその調査の結果については科学的なデータとして区民の皆様に周知するとともに今後の新たな施策等についてご理解いただける資料にしたいと思っております。以上です。

○会長

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。○○委員どうぞ。

○委員

エコ広場館も色々取り上げていただいてありがたいのですが、エコエコツアーに参加される親子さんも大変熱心なのですが、人数が少ないというのが非常に寂しいですね。それから子供たちも学校も見学に来るのですが、3年生が社会科で環境というのがあるんですね、来るのですが1回だけで終わって、それで環境学習が済んだということになるのがとても残念だと思います。子供の時からの環境に関する学習が必要なため、それをもう少し大きくしていきたいと常々思っているのですが、皆様のお知恵を拝借できればとおもっております。よろしくお願い致します。

○会長

ご意見ですね。はい。

○委員

それから、清掃協会の私も一員なのですが、清掃協会がもう少し協力してもいいのではないかとと思うんですね。中間報告にもありますけれども、リサイクル率が非常に下がっているとありますが、これはとられている範囲は勘定していないですよ。ずいぶんとられているんですよ。2割ぐらいは。それはリサイクル率に換算されないですよ。それがすごく大きいのでそういうことについても、清掃協会で協力できればと思います。清掃協会は懇談会があるのですが、いつも決まりきった意見しか出ない。もっと前向きにこうすればいいんじゃないかという意見が出ればいいと思います。是非今日の審議会の中でこうやれば啓発活動ができるという意見を教えていただきたいと思っております。

○会長

○○委員、清掃協会ですね。

○委員

はい、○○さんと一緒にやっているのですが、ごみの減量ということで北清掃工場の運営委員会にも顔を出しています。やはり雑がみがもったいない、資源として。地元の自治会連合会の方ではこの話をしますが、台所のごみの次に雑がみのごみが多いということで、逆にその雑がみのごみの減量に努めた方がいいのではないかとというのが実状なんですね。○○委員が申し上げたように、地域で懇談会をしても、高齢のご婦人のご意見ばかりになってしまうので同じような意見しか出てこないのも、本日皆様にご意見いただければと思います。

○委員

例えば生ごみは濡らさないというキャンペーンとかね、強烈なポスターでも作ればいいんじゃないかと思うんですね。生ごみを濡らさなければ、結構減量するんですね。ありきたりではもうだめなので、目新しい意見をいただければと思います。

○会長

はい、〇〇委員。

○委員

一つの提案なのですが、インターネットでもメディアでも目には入るかもしれないですが、身にはしきみないですね。実態体験という方法もあるのではないのでしょうか。問題点はあるかもしれませんが、清掃車に同乗するとか、内訳の作業と一緒にするとか、清掃工場と一緒に働いてみるとか。問題は色々かかもしれませんが、若い人の体験として認識は高まるかもしれませんね。当然中高年も対象になるかと思いますが、一つの提案としてさせていただきます。

○会長

はい、ありがとうございました。〇〇委員どうぞ。

○委員

北区の取り組みや啓発活動も活発で意識レベルはかなり高い方だと思われませんが、それでも現実としてこちらのアンケートのように基本的なことを知らない人が多いと。新たに取り組むことも必要だとは思いますが、まずは基本的なことの啓発の徹底が必要なのではないかと思っております。区がやってもここまでしか啓発できていない、では他の力を借りようと。4のリサイクル・清掃関係協力団体は非常に活動的だと思うのですが、もっと小さく言うと各自治会への協力のお願いだとかは、区はどこまでやっているのかということについてお尋ねしたいと思います。

○会長

区の方、いかがですか。

○事務局：リサイクル清掃課長

リサイクラー協議会の方も、清掃協力会の方も基本的には町会単位の中でできてもらっていますので、そのパイプを通じて自治会と通じています。活動していただいているメンバーの方が固まってしまうて広がらないな、という認識はあるので研修の仕方などを考えていかなければならないかなと思っています。

○委員

良く話に出るのが、町会加盟率が下がっているのが非常に大きな問題で、もう少し横とのつながりを大事にすべきで一番小さなコミュニティからごみ減量化・リサイクル化を浸透させていくことがかなり重要かと思えます。今まで以上に三つの団体以外にも町会から、回覧板で回すとかは見たことはあるのですが、もっと徹底的に町会単位で何かをすることか、そういった取り組みも大事なのではないかなと思えます。

○会長

では〇〇委員どうぞ。

○委員

もう町会を通じては無理かもしれません。なかなか広がらないですね。町会長だけで止まっちゃうとか。年寄りだけしかしないとか。もうちょっと広がるやり方を聞きたいですね。

○委員

あくまで個人的な提案ですが、各町会がお祭りをやっているとなん年々参加者は少なくなるそうで、ここにリサイクルのイベントを被せるというのも案だと思います。例えば、何かを持ってきてお神輿を担いだらお菓子を今まであげるとかもそうですし、その場で集める、僕は反対ですけどもペットボトルのキャップとか今まで集めるところがはっきりしていないものを持ってきて協力してくださいと。そこで何かをあげる、そういったこともできると思います。今までやっていないような取り組みをやってみ

るのも一つの案かなと思います。

○委員

うちの町会の場合は月に一回集団回収のお知らせだけです。今の町会というのは一人住まいの高齢者への声掛けとか防災に力を入れている、というのは区の方が積極的に動いているから町会もそれなりにやっていることになります。ですから行政側からの働きかけで必要を感じて動き出すのではないかなと思います。子供に対する環境学習の拡充ということで、保育園と小学校が対象ですが、北区の児童館で積極的にエコクラブを設けて年間を通して活動しているところがあります。幼稚園が入っていないので、拡充ということで幅広く声掛けをしたり、継続的に浸透するように、広報活動もするとよいのではないかなと思います。今日持参したのですが、栃木県のボランティアスピリット賞というのを受賞した高校の取り組みなのですが、4年間で焼却ごみが半減したり、環境かるたの普及に取り組んで、県内の小学校で環境かるたを広めたりと色々な活動をしています。このような良い事例を活用して、浸透するような面となる取り組みをやっていく必要があるのではないかなと思います。以上です。

○会長

分かりました。○○委員、先程手を挙げてらっしゃいましたね。

○委員

清掃協力会ですが、つい最近までその存在自体を知らずでして、活動内容を教えてください。北区のほとんどの方がその存在を知らないのではないのでしょうか。情報発信があまりされていないのではないかなと思います。○○委員へお願いなのですが、エコ広場館で毎月かわら版を出していただいているのですが、スケジュールが細かく書いてありまして、ぱっと見た眼に分からない、エコ広場館が何をやっているのか、興味があって見に行った人でないと分からない。広報、アピールの仕方をもう少し変えていかなければいけないのではないのでしょうか。例えばかわら版も定型でやってきているようですが、北区のごみ減量を全面に出したそういうかわら版があってもいいのではないかなと思いますし、そこに行かないとエコ広場館があるということが分からないので、強制自前講座ではないですが、色々な自治会では総会だとか色々なことをやっていますのでそういうところに活動アピールをするなど、周知活動に努めてはいかがでしょうか。色々な北区の事業もそうですが、どう情報を発信していくかということが、「見える化」→「見せる化」→「見ていただく化」として発信していくことが大事かなと思います。ごみの分別や減量化は一朝一夕にできるものではないので、毎月発行されている広報紙を利用して粘り強くどう見てもらうかということにも力を入れていただければ有難いなと思います。

○会長

では○○委員。

○委員

今おっしゃられたかわら版なのですが、一方ではいつ何があるかを知りたい人も多いです。あれが予算の中ではいっぱいですね。予算のことを言って申し訳ないですが。かわら版のほかにエコニュースも出しているんですが、見て認識するのは難しいです。行って活動して初めて分かるものだと私は思っております。外から見たんじゃ分からないですね。来ていただきたいですね。

○会長

はい、清掃協力会。

○委員

北区清掃協力会は十数年やっております、滝野川清掃協力会と王子赤羽の清掃協力会が一つになって北区清掃協力会になったのがいきさつでございます。その時に滝野川地区が戸別収集、赤羽王子地区

が集積所収集というふうに分かれていて、現在もそうなっているということです。活動内容についてですが、各全部の町会さんの婦人部と男性会員の人が会員になっておりますが、婦人部と清掃協力会とは別の働きをしています。各地区ごとに役員さんがいて、その下に各町会の役員さんがいるという形で、このような冊子なども町会を通して配布しているので、そういう人たちがあっているということです。どのようなことをやっているかという、施設見学会、婦人部独自でやっているものもございまして、清掃協力会独自でやっているものもございまして。それも王子、赤羽、滝野川と別々の日にちを設定して行っております。なぜかという、一度に施設見学会のその人数が入れないところがほとんどです。後は地区別懇談会ですね。それも各町自連単位、もしくは近い町自連と合体しての懇談会、啓発活動を行っています。子供たちに対しては学校を通して北区全区域の小学校 4 年生にポスターをお願いしているのですが、協力的なところも非協力的なところもありますが、審査会を開いて表彰したり、最優秀者のものをポスターにしたりしています。大まかな活動としてはこのようなこととさせていただきます。

○会長

はい、北区清掃事務所長さん。

○事務局：北区清掃事務所長

清掃協力会については清掃事務所も事務局を務めていますので〇〇委員の説明に加えさせていただきますと、清掃協力会は町会自治会から選出された方がごみの啓発活動を広めていただく。地区別懇談会で今の清掃事業に関する質問などを受けたり、小学校 4 年生のポスターの募集、お配りしている冊子、わたしたちができることの 22 頁にも掲載されていますが、子供たちの啓発として行っていたり、こちらはカルチャーロードに展示もされています。大人の方には川柳の募集をして啓発活動をしています。北ケーブルの取材・放送もさせていただいて、全域に周知活動を広めていっている次第です。まだまだ PR の工夫については事務局としても課題だと考えています。

○会長

先程から小委員長が手を挙げていますので、よろしくお願い致します。

○委員

啓発に関してはどの自治体でも課題にしているところで非常に立派なパンフも作るし、インターネットでもかなり詳しい情報も提供して「見える化」が進んでいて情報については過剰なほどあると思うのですが、3R とか清掃活動への啓発活動については知りたい人については知ることができる、という状況です。本来、啓発活動というのは一番関心のない人がふっと気づくというのが大事だと思うのですが、今の状況では関心のない人は手にもしない、だからどうするかということですが、例えば大企業さんだと広告業界を通じて何度も CM を流してすりこみを行ったり、有名人を起用して注目を集めるだとかしています。啓発活動のやり方を根本的に変える必要はあるのではないかと。区では難しいかもしれませんが、大企業とコラボするとか区の有名人をお願いするなどインパクトのあることを一度はしてみるのもいいのではないのでしょうか。予算との兼ね合いもあるでしょうが、生ごみの水きりの話もインパクトがあるので AKB48 を呼んできて「こんなに減るよ」というコマーシャルをすればだいぶ違うのではないかと思います。下らないことを言っているかもしれませんが、啓発活動というのは知らない人に知ってもらうことが大事なので、全く興味がない、やってみたいと思わないような人に、やってみようかなと思わせるぐらいのインパクトが必要なのではないかと思えます。今のところないような気がします。芸能人を使うというのも手ですし、子供向けであればドラえもんやクレヨンしんちゃんなどを啓発のキャラクターとして起用する、あるいは北区の有名人など。インターネット等の PR 活動については既存ですが、インパクトある活動も大事ではないかと思ひ発言させていただきました。

○会長

ありがとうございました。○○委員どうぞ。

○委員

おっしゃる通りです。ただしお金相当かかりますね。お金がありますか。

○会長

確かに。以前東京 23 区全体で「東京スリム」という活動をしたことがありましたね。

○委員

以前熱心な知事さんがいらっしゃったので啓発活動をすることができましたね。区がつながって全体で行うことができればいいですね。

○委員

目から入る情報としては多数の広報紙などで機会はあるのですが、耳から入るといことも広報として有効かと思えます。北区はラジオを持っていないので難しいかもしれませんが、耳から入る広報もあれば広がっていくのではないのでしょうか。

○会長

CATV のようなものを考えていらっしゃるのでしょうか。

○委員

清掃協也会も仲間の中で勉強会の様なことはしているのですが、人に伝える広報努力をしたほうがもっと広がっていくのではないのでしょうか。

○会長

これじゃだめですか。(冊子について)

○委員

いえ、○○さんもおっしゃったように北区は立派な冊子を作り熱心に活動されていると思いますが、分かりやすく丁寧に書いてあります。ただ紙では無くて耳から入るような活動も良いと思います。

○会長

ちょっと移動して○○委員どうぞ。

○委員

思いは皆様と同じだと思います。手元にあります「私たちができること」の表紙のキャラクターもこんなにいることを日ごろ認識していません。啓発は関心のない人に関心を持ってもらうことが大事だということですよ。○○さんがおっしゃったように協力員の皆様から町会のつながりでやっていくこともなかなか難しい。北区のごみ量は小さい方ですが、減量に向けてのリサーチはまだ不明なことも多い。減量化することのメリットがまだ今一つ全体に広がっていないのではないかと思います。減量化がうまくいくことによって経費が浮いて他の施策にお金が回せたりすることもあるかもしれません。色々なメリットが伝わらないことのもどかしさも皆様抱えていらっしゃると思います。メディアを使うだけではなく、行政は町の中に入って行ってアウトリーチしてフェイストゥフェイスでやることの強化も大事なのではないのでしょうか。町会の役員会などではなく、そこに参加されないような世代の皆様にもどのようにアプローチしていくかの工夫が必要なのではないかと思います。なかなか知恵が出てきませんが、そのようなことが大事なのではないかと考えます。

○委員

分かりました。PR ですね。北区のリサイクルの歌を一般公募して作ってはやらせればいいのではないのでしょうか。ラジオでもなんでもいいから。

○委員

事業系ごみの減量化と言っていて、商店街連合会の〇〇さんと北産業界の私と〇〇さんとが事業系として呼ばれているのかなと思っています。実は住民の中にも企業系の住民と住んでいる住民と 2 種類の住人が北区にはいらっしやって、企業系のごみを減量しましょうと言っているのに北区ニュースは事業系のところには配布されていない。回覧板も回っていない所が多々あるかと思います。事業系の意見はこれだけだし、意見を求めるのも伝わりづらいという問題を感じるのですがいかがでしょう。

○事務局：リサイクル清掃課長

事業系につきましては、希望に応じて計画書や責任者を出してもらったり、立入調査等をするのですが、他にも別の方法もやっていますが、家内工業的なところも事業者として含めるとなると行ってないところもかなりあると思います。おしゃっている部分に関しては検討しなければならぬかと思えます。

○会長

では〇〇委員どうぞ。

○委員

わたしたちにできること、のポスターを見ると、そこに答えがあると私は思います。最優秀賞に選ばれたポスターを見ると、新聞紙がトイレットペーパーになり、ペットボトルが手袋になる、リサイクルで地球を元気に、ということで書いてありますが、情報として彼らに行きわたっています。ただ、どうやったら新聞がトイレットペーパーになるかは知らないと思うんです。車がどうやって作られるかはテレビなどで見たりして知っていると思いますが、でも集めたペットボトルがどうやって繊維になるのかは見たことがないと思います。〇〇委員と考えが近いと思いますが、体験させる、見せるということが大事かと思えます。PRの意味を含めて北区中のいたるところで目に付かなければならぬと思うんですね。こういう冊子は興味のある人は手に取りますが、いずれはごみになるものです。人間は習慣の動物で、私たちは大量生産、大量消費、大量廃棄の習慣を持ち、変えることは難しい。子供たちに目先をつけたのはとてもよいことで、新しい考え方を持たせるには日ごろから目に触れる必要があると思います。結論めいたことを申しますが、区内にヤードを作り、集めたものをどのように細分化・分別をしてどうなるのかを見せることが大事かと思えます。そこにお金をかけるべきではないでしょうか。紙ベースの啓発については、私の目から見ればごみと映ります。これだけ啓発をやってきてアンケートや冊子等で紙を配ってやってきても浸透しないのですから、新しい方向を探るべきではないでしょうか。

○会長

なかなか厳しい意見ですね。区の方からちょっとご意見を。

○事務局：リサイクル清掃課長

子供が重要で、エコエコツアーの話も出ましたが〇〇委員のエコー広場でも親子体験ができますし、今後も拡げてまいりたいと思います。大人の体験型については、先程ご意見がありましたように、組成分析や清掃工場の作業を一緒にするなどの体験もできれば非常にいいのかなと思いますので、今後体験型の啓発についても検討していきたいと思えます。

○委員

私は 27 歳から 29 歳にかけて奈良県の生駒市にあるごみ中間処理施設におりました。そこでごみの清掃も収集も致しましたし分別もしました。ごみがどのように処理されるか、どこに送られるのかも仕事として見てまいりました。忘れることはなく、今にも通じる体験だったと思います。〇〇さんは事業者としてもものを集めてそれをしっかりお金に換えるという作業をされていますが、静脈の産業であって動脈

の産業ではないです。皆さんはその静脈の産業についてあまりご存じないと思います。バブルのころにその静脈の立場から見ていると、バブルという時代背景もあり、当然ごみになると思われるものものづくりの立場からどうやったらごみが減らせるかという考えもなく作られていく流れを見ていて、自問自答した結果出した結論です。こういう体験は誰もができるわけではありませんが、子供たちにももの末路がどうなるかしっかりと教えないと、物選びもできないと私は思います。

○会長

清掃事務所長さんどうぞ。

○事務局：北区清掃事務所長

補足をさせていただきますと、清掃事務所の環境学習ということで保育園・幼稚園・小学校に行つて環境学習をやっている中では、分別するとこれは何になりますとか、生ごみの出し方は新聞紙に包むとカラスがやってこないとか20頁に載っています。他にも清掃車両のスケルトン車を使って作業がどのようにされているかを見せたりしています。今年4月に着任して保育園に行ったときに後ほどお手紙をいただいて、その日の残飯が非常に減りましたということや、子供が自宅に帰った後に親に分別やリサイクルの話をしていましたというご報告をいただきました。子供自身の環境教育につながりますし、家庭全体の啓発にもつながるといふことでこのような活動もさせていただいております。

○会長

啓発についてはまだまだ他にも皆様ご意見がおありだろうと思うのですが、議題がまだいっぱいありますので、〇〇委員のご意見で啓発に関しては最後にしたいと思います。

○委員

事例としてなんですが、ある高校では先生が裏紙を使わなかったり、分別もせずペットボトルのキャップがはずされていなかったり。区がどのようにそれを洗浄して持っていくのか詳しくは知りませんが、紙を作る原料の木は何十年と時間がかかりますし、石油に至っては何百年、何億年と時間がかかって作られています。リサイクルするという意味の根本をしっかりと押さえるということが大事なのではないでしょうか。資源なくなるといふことを問題として捉えると、自分のこととして考えるのではないかと思います。

○会長

そういう資源の啓発も今後視野に入れていただきたいというご意見ということで受け止めさせていただきました。

それでは次の議題資料3に入りたいと思います。更なるごみの減量化のための具体策について、区長から受けた諮問に対する中間のまとめの素案ですが、ご説明をお願いします。

○事務局：リサイクル清掃課長

それでは資料3をご覧ください。目次を見ていただくと、検討に向けてと現状、2がごみ減量の具体策の検討についてご検討いただきました、生ごみからその他の具体策についてまで、またその具体策についてどのように進めたらよいか考えたのが3の事業化に向けて、となっております。それではまず1検討に向けてですが、すでにご案内しているように計画を立てて、ごみの排出量を20%削減する、リサイクル率を5%あげるといった目標がありますが、現状を見るとなかなか到達には遠い状況をまとめております。2頁をご覧ください。検討項目の整理ということで、審議会の中では更なるごみの減量化への具体策としまして、ごみの発生・排出段階での取り組みを大事に考えまして生ごみの減量化からその他の具体策まで考えてこのような項目を立てまして検討したところでございます。

3頁の生ごみの減量については現況・課題・審議会での主な意見としましてとりまとめています。生ご

みについては、北区一般廃棄物処理基本計画に述べられていることとか、ごみの組成調査の結果だとか区民アンケートの結果を取りまとめております。また審議会での主な意見についてはこのようにまとめております。

4 頁ですが、そのようなことを受けて生ごみの減量への取り組みについてこのようなことが妥当ではないかと思っております。「区民一人ひとりが日常的に継続してごみの減量化に取り組めるように支援する。生ごみの減量の効果的な取り組みとして、食べ物を粗末にしない、食べ残しをしない、ごみを極力出さない調理法に取り組む、必要なものを必要な分だけ計画的に購入することを心掛けるなど、発生抑制に重点を置いた啓発・周知活動を継続する。」まるについてはその具体策としております。同じように雑がみの資源化についても 5 頁に説明してしております。一番下に雑がみ資源化への取り組みとしておりますが、資源化可能な「雑がみ」の適正な分別・回収を実践し、資源化率の向上を目指す。具体的には、「雑がみ」はリサイクルできる資源であるという区民への周知徹底、家庭ごみを「古紙」「雑がみ」に品目を分けるなどの分別意識の啓発活動の推進、集団回収の古紙の品目の一つである「雑がみ」の回収を普及させるなど、資源回収方法の拡充、としております。

6 頁をご覧ください。小型家電・金属の資源化についてでございます。これについては後ほど小型家電のイベント回収で触れますけれども、7 頁にありますように、金属資源の分別・回収を促進し、不燃ごみ・粗大ごみにおける金属類のさらなる資源化を目指す、としております。使用済み小型家電はレアメタルや金を含んだ貴重な資源であるという啓発活動の推進、小型家電の回収場所、回収品目、回収方法、個人情報保護などを総合的に検討する、民間が既に実施している携帯電話などのリサイクルの取り組みを積極的に PR する、月二回の不燃ごみ収集のうち 1 回を小型家電・金属回収にあてるなど、資源の日として区民にわかりやすい分別方法であり、かつ効率的な回収方法を検討、粗大ごみから有用な金属を効果的・効率的に回収する方法を検討する、とまとめております。

8 頁についてですが、廃プラスチック類の資源化についてはお金のかかる話もありますが、9 頁のようにとりまとめてございます。環境面、経済面など様々な観点から、北区にふさわしい資源化の方法の検討を継続する、としております。区民にとって分かりやすく負担とならない分別方法の検討、廃プラスチック類の資源化にはマテリアルリサイクルやケミカルリサイクルを原則とする、廃プラスチック類を資源化できるものとできないものに分け、資源化できるものは効率的に収集運搬できるように中継施設など処理ルートを含めた検討が必要である。資源化できないものは引き続きサーマルリサイクルによる効率的な処理を原則とする、とまとめてございます。

10 頁になります。戸別収集の地域拡大についてですが、様々なご意見をいただきましたが、11 頁のなかに取り組をまとめておりますように、排出するごみについて、各自が責任を持ち、ごみ減量化や家庭ごみと事業系ごみの分離に取り組む観点から、戸別収集は有効な方法と考えられるが、アンケート結果等を見ると早急に導入するよりは、引き続き以下のような視点を踏まえ、実施に向けた検討を継続する必要がある、とまとめてございます。戸別収集におけるメリットとデメリットの把握、費用対効果の検証、戸別収集の対象は戸建住宅とし、集合住宅は建物ごとの収集が妥当である。狭小路地が多く、集合住宅が住宅の半数を占める北区の特徴を踏まえた収集方法の工夫。効果的、効率的な収集法を考慮すると、可燃ごみと不燃ごみについては戸別収集が妥当であるが、資源回収については、一定範囲を単位とする集積所での回収が妥当である。ごみ出しが難しい高齢者等を対象とした訪問収集事業の継続、周知を徹底するとしております。

次の頁 12 頁でございます。家庭ごみの有料化については 13 頁にまとめておりまして、家庭ごみの有料化は、ごみ減量に対する有効な施策であることは明確である。北区でも有料化導入を前提に制度設計及

び導入時期等について、さらに検討を継続し、実現に向けて最大限の努力をする必要がある。導入にあたっては、区民にきめ細やかな説明を行い、一定の理解を得て導入することが必要であり、以下の視点で検討する必要がある。1 番目の○については、全国的に家庭ごみの有料化の導入が進展しているということと、仮に 23 区で導入された際に北区が実施しないと東京 23 区清掃一部事務組合の分担金を負担していることからそこに跳ね返ってくる、としております。2 番目の○については、区民アンケート結果等の意見を踏まえて、平均世帯人数を基に世帯当たり月額約 300 円の有料試算案を検討した結果、試算案は区民に大きな負担をかけるものではない。ごみ減量化の動機づけとして引き続き公平な負担となるような制度の検討が必要である。3 番目の○については、有料化による歳入を区民に還元することを前提に、清掃及び資源循環のためのサービスの拡充が必要である。4 番目の○については、有料化にあたり区民負担が増えないように廃プラスチック類の資源化を実施する必要がある。5 番目の○については、公平な制度とするため、不適正排出・不法投棄の防止を徹底する必要がある。6 番目の○については、新たなごみ減量施策に対する区民の理解を深めるため、現在のごみの組成割合などの分析をさらに充実し、区民への情報提供する必要があるとなってございます。

また、その他の具体策につきましては、本日ご議論いただきましたので、後日まとめさせていただきますと思います。

最後の頁 14 頁でございます。事業化に向けて様々なご意見をいただきましたのでまとめております。区が当審議会で検討した具体策を実施するには、費用や効果などを検討し、区民の協力や理解を得るため、充分は周知を行う必要がある。また検討にあたっては「発生抑制、排出抑制」を原則として、リサイクルは回収量だけでなく質も高めるなど、総合的に判断する必要がある、としてございます。その中で優先して取り組む事業の整理ということで、ごみの減量・資源化効果、環境負荷、行政コスト、区民の理解、という視点からすぐに取り組める事業の実施ですが以下のようになっております。また家庭ごみ有料化など新たな事業展開として 3 つ挙げております。まずは素案として小委員会でもとめましたので委員の皆様からご意見をうかがう中で、次の集まりの際には素案ではなく案としてできればと思っております。よろしくお願い致します。

○会長

はい、ありがとうございます。予定の時間が迫っておりますが、20 分ばかり延長することは皆様大丈夫でしょうか。そうすると後 30 分ばかりありますので、充分議論ができるのかなと思います。今説明いただきました素案全体についてご意見を伺えればと思います。はい、〇〇委員から。

○委員

全体的にはいいかなと思いますが、ただ一点だけ、10 頁の戸別収集の地域拡大について、の文言についてですが、現況・課題の二つ目についてです。アンケート調査の結果として、戸別収集のモデル地区の滝野川地区は戸別回収を、その他の地域に関しては集団回収を望む声が多いという記述になっていますが、アンケートの取り方について問題があるかなと思います。集団回収で出している人は何も問題はないですが、集団回収のごみ集積所を提供している人の意見は反映されていないのではないかなと強く思います。このままで王子・赤羽の戸別収集の地域拡大はこのままでいいとはしてはいいませんが、こちらの取り組みについて少し後退をしているのではないかという観点が見えますので、この戸別収集に関してはアンケート調査を続けていくと思いますが、その際には是非アンケートの回答の中にしつかりと、ごみを集積所に出している人なのか、もしくはごみ集積所を提供している人、その意見をきちんと明示した上でアンケートをしていただきたいと思います。一番最後でも、各地区のアンケート結果は軽視できない。とはなっていますが、アンケートをそのままとるのは問題があるのではないか

と思いますが、事務局さんのご意見を伺いたいと思います。

○事務局：リサイクル清掃課長

アンケートについては戸別収集だけでなく、減量策についても聞いており、ごみ集積所を利用している人、提供している人を選別して実施できる状況ではありませんでしたのでこのような書き方に成らざるを得ませんでした。戸別収集・有料化についてはもう少し検討を継続するべきだということですので、改めてアンケート等を取り直す必要があるのではないかと思います。

○会長

はい、どうぞ。

○委員

アンケート調査結果では、というだけではなく、このような意見があるということをも是非答申の中に入れていただきたいと思います。以上です。

○会長

はい、〇〇委員。

○委員

リサイクル率ですが、相当アパッチがあっているんです。紙とかアルミ缶、これはどのようにここに反映されているかということと、だいたいとられているのでその対策をしていただきたい。それともう一つ、古布なんかもありますが、集積所の場所をもっと増やしてほしいという意見を言ったように思いますが、どうなっていますか。ごみ減量のためにはごみに出さないでリサイクルに回して欲しいと。そのためには拠点をもっと増やした方がいいのではないかなと思ったと思うのですが、小型家電については書いてありますが。

○事務局：リサイクル清掃課長

まず一点目ですが、持ち去りについておっしゃっていると思われませんが、古紙については10%から20%位持ち去られているのではないかなという話もありますし、アルミ缶については単価が高いので一部の人が持ち去っている事実はありますが、どれほど持ち去られているかについては把握できていないのが現状です。あくまで公で捉えている数字のみを載せていますのでリサイクル率についてはこのような形になっております。拠点の話については資源回収をどうするかという視点の中で考えなければならぬと思いますので、古布その他の回収場所については協力願えればもしかすると今後入れていかなければならないかなと思います。これについては、発生抑制・排出抑制の段階でごみ減量について考えておりますので資源の回収場所を増やそうというのはここには記載されていません。案の中で検討したいと思います。

○委員

牛乳パックなんかも収集している場所が少ないと言ったと思います。持ち去りについては対策はないのでしょうか。

○事務局：北区清掃事務所長

今対策としてはパトロールなどが中心になるかと思いますが、全国のどの自治体でも非常に悩ましい問題で、最新機器を利用してというモデル地区もあるとは思いますがなかなか特効薬がないというところですね。

○委員

リサイクル率に影響があるのでしょうか。

○事務局：リサイクル清掃課長

資源が増えれば自然リサイクル率が上がると思います。持ち去られているものがきちんと回収されていれば%は上がると思いますが、ごみの分母であるごみ量が減らないと分子である資源の回収が増えてもなかなか数字に表れにくいので、まずはごみ減量がリサイクル率をあげるのに大事な手段なのではないかと思います。

○会長

リサイクル率は東京の場合は事業系が多いものですから、これが分母に入るとなると全国基準には及ばない所が出てくるというのは考えておかないといけないと思います。○○委員、何かありますか。

○委員

北区の資源廃棄物回収の現況についてですが、平成25年度版のトレイの回収場所は去年と同じなんです。もっと回収場所を増やして利便性を高めた方が可燃ごみの減量につながると思います。町会について、回収率は頭打ちということですが、地域の活性化やコスト面を考えると区の方でやるより町会がやったほうが良いとおもいます。これについても具体的な取り組みの中に入っていないようですがどうでしょうか。

○会長

まず今の政策についてちょっと。

○事務局：リサイクル清掃課長

ごみ減量化については色々な取り組みがなされています。3Rもいわれていますし、一番いいのは発生抑制、二番目がリユース、再使用、リサイクルですね。一番効果のあるところについて議論をしていただきたいと思います。回収場所については、リサイクルをどう広げるかについては回収場所を提供していただける方にご理解いただければ増やせますが、回収コストがかかりますのでそこを含めて検討しなければならないと思います。

○会長

はい、○○委員どうぞ。

○委員

啓発について議論されているときにもずっと感じていたのですが、○○委員と同じ意見で回収拠点を増やすことはとても大事だと思います。前の審議会で聞いた限りでは区のサンクルポスト設置場所が28か所あるということですが、スーパーやコンビニでトレイなど回収しているところについては全く把握できていないということで、民間の力を活用した資源回収についてどのようにお考えでしょうか。ここにも反映されていないので、そういう力を活用する必要があるのではないかと思います。

○会長

そうですね、今のご意見、例のエコショップ制度も含めて工夫する必要があるかもしれないですね。いかがですか。

○事務局：リサイクル清掃課長

基本的に資源回収は、民間のリサイクル業者なり、小型家電について事業者責任においてされる、そこで完結してもらうことが一番なのですが、そこで間に合わないものについては行政が資源化せざるを得ない。それについてはコスト見合だとか、事業者と共同でという部分も出てきますが、事業者がやっていることを行政が全て取れるかと言うとそれは難しいものもありますので、今のところは行政が関わっている部分しか捉えられないということで、どこの自治体でも同じです。ただし、本来は事業者の拡大生産者責任で行うべき範疇であり、国・行政側から業界団体へものを申している次第です。資源回収については身近な所でできるということについては議論でもありましたし、改めて案の中で整理したものをお

出しできればと思います。

○会長

はい、ありがとうございました。はい、〇〇委員。

○委員

リサイクル清掃課長の答弁を聞いていると回収拠点を増やすと回収コストがかかるので明記できないという風に聞こえるのですが、皆さんが話していることであり、答申案なわけですから。それならリサイクル清掃課長が考えた案を市長へ出せばいい。考えが載っていないじゃないですか。まとめられたものを嫌だとは言えないわけですから。今意見を言わなければならないんですよ。

○会長

今おっしゃっているのは回収拠点ですが、公共施設を利用するの拠点と店舗さんのご協力を得て設置する拠点がありますが、どちらに関してでしょうか。

○委員

2頁のごみ減量の視点で5つ□で囲んだものを書いてあって、具体策の検討にすらその文言が書いていないです。具体策の検討として私たちは述べたのに、せめてここくらいには入れてほしいですね。

○会長

おそらくその拠点に関しては、公共施設についても、店舗さんの場合はご協力を頂かなければいけないわけですが、継続的に区として今までやってきたし、これからもやっていくということであえてここには書いていないということだと思います。小委員長いかがですか。

○小委員長

拠点回収をやっているのに更に拡大せよという議論があったということなのですが、根本課長がおっしゃったように3Rの本来の目的と言うのは拡大生産者責任という本来民間が請け負う部分ですが、それに対して清掃という事業として適正処理を行うのが行政、というふうに認識されていると思います。なぜ3Rの部分についてまで行政が税金を使ってやっているかと言うと、民間だけでは3Rの仕組みを作りだせない、もっとも効率よく作れるのが行政だということです。例えとして妥当か分かりませんが、産業が近代化を行う時に国が税金を使って官営工場を建てて、ある程度うまく回り始めたら民間へ払い下げるということをやってきたわけですが、それに相当するわけで、3Rの社会を立ち上げるためにはある程度公的な税金を使ってそういう仕組みを作っていくという趣旨で現状の各自治体はシステムを作っているという私の理解なんです。その流れから言うと今拠点回収で行政が処理している部分というのは、民間だけで3Rの回収ができつくしていない、必要な仕組みを作るために行政の方で整える必要があるという理解です。ですから拡大していこうということになりますと、拡大生産者責任という国で設けられている基本方針の趣旨と違ってしまうということだと思います。そういうことでよろしいでしょうか。

○会長

では〇〇委員もう一度どうぞ。

○委員

法律の理解をそのようにするというのは分かりました。私たち北区のごみ減量をどのようにしなければならぬかということ議論したのですが、3Rの拡大生産者責任と行政がやらなければならないものの線引きをしたい、ということなら今の話は分かります。私たち審議会でごみ減量を話した中でどうすればいいかという意見を述べたものが案に反映されていないというのは、2頁にこだわりませんが、他に何か表現の仕方はないですか。

○事務局：リサイクル清掃課長

これは素案ですので、そのような意見も含めて次の案のなかでは反映させていただきたいと思います。ここで言い逃れなどをするつもりもないです。ただここでは3Rの一番上にあるものが具体策として効果があるのかなと考え、拠点の拡大については議論がありましたが、そこを中心に書いたと御理解いただければと思います。次回はいただいた意見を案に組み込みたいと思っております。

○委員

9 頁ですが、前回の答申のなかでサーマルリサイクルについては※付きでサーマルエネルギーリカバリーという言葉を使ったんですね。サーマルリサイクル、燃やして熱量に換えてというものは、熱リサイクルだとは思いますが、ごみ減量にもなりませんし、リサイクルにもなりません。それをサーマルエネルギーリカバリーと表現したのを、このように、引き続きサーマルリサイクルによる効率的な処理を原則とするとありますが、サーマルリサイクルという言葉を使うのであれば、※で「北区は前回の答申としてはサーマルリカバリーとしてとらえた」という注釈をどこかに書いてもらいたいなど。前回の答申がサーマルリサイクルということで覆されてしまうというのは、〇〇さんも前回おっしゃっていましたが、答申を出した平成 17 年か 18 年でしたでしょうか、文言が変わってしまうのはそれは嫌だと言う思いはお伝えしておきます。

○会長

もう一度言わせていただきますと、北区としてごみの減量リサイクルに取り組まれてきたなかで、拠点回収もされているわけです。そういう取り組みをベースにして更にこれから新しい取り組みとしてチャレンジすることを記載したのが先程の 2 頁であるということなんですね。そのところを十分ご理解いただきたいと思います。ボタンの掛け違いだけだろうと思えますね。はい、〇〇委員。

○委員

今の議論を聞いていますと、拡大生産者責任が重大なだけけれども、北区の現状としてごみ減量化にとっては拠点を増やすことがコストや負担をかけてでも一つの方法として強調されましたよと、両方を表現する必要があるのではないのでしょうか。エネルギーリカバリーについても書き込むことが答申としては必要なのではないのでしょうか。

○会長

それは結構ですね。そのような形でやらせていただくことにしたいと思います。他にいかがでしょうか。次回もこの素案について検討し、素案から中間とりまとめ案の作成に至るということで、同じ議題で審議をする機会がありますので一応ここまでということで今日はさせていただいて、次の議題に入ることにしたいと思います。次は資料 4 ですね。小型家電のイベント回収実施について、お願いします。

○事務局：リサイクル清掃課長

それでは資料 4 をご覧ください。小型家電についてはテーマの中でも議論いただいたものですが、当審議会でも今後本格的に実施するにあたって様々な問題を検討する必要があります。

回収の本格実施に向けて小型家電の回収方法や対象の品目、個人情報の取り扱いについて検討するため、区民まつりや消費生活展において小型家電の回収を実施したいと思います。実施日については 2 に記載されています通り 10 月 5 日 6 日に、滝野川地区は滝野川体育館、赤羽地区については赤羽エコー広場館にて行います。また王子地区については消費生活展が 10 月 26 日 27 日に北とぴあ地下 1 回展示ホールにてイベントを開催したいと思います。3 番目の対象となる品目ですが、国が指定しているのは 90 品目ほどありますが、その中で特に貴重金属の含有率が高いと言われているものについて今回は回収をしたいと思っています。携帯電話・デジカメ・携帯音楽プレーヤー・ポータブルビデオカメラ・ポータブルカーナビ・電子辞書・上記品に付属している AC アダプタです。これらは金・銀・パラジウム・プラチナなど割と貴

重金属が含まれている小型家電です。回収方法については個人情報保護の観点から、直接区民からの受取とし、施錠された回収ボックスに入れたいと思います。区民からの希望があれば破壊する小型家電破壊装置も用意したいと思っております。

周知方法ですが、北区ニュース 9 月 10 日号、北区公式ホームページやエコ広場館で発行しているかわら版等で周知する予定です。

次の頁の資料 4 の別紙 1 ですが、これが回収ボックスですが、縦 50 センチ、横 70 センチ、高さ 110 センチとなっており、口が二つありまして、大きな方は大きめの家電をいれてもらい、小さめの方は携帯電話等を入れてもらうようになっています。次の別紙 2 ですが、個人情報に配慮した破壊装置です。小型家電破壊装置外観はこのようになっていますが、入れてスイッチを押すと写真にありますように二つ穴があいて個人情報についてはここで完全に破壊されます。対応してほしいという要望があれば目の前で実施したいと思います。これを実施して、次回の 11 月 6 日予定ですがそのイベント結果報告をできればと思っております。以上です。

○会長

ありがとうございました。このイベント回収について何か質問等ございますか。はい、どうぞ。

○委員

イベント回収を実施していただきありがとうございます。区民まつりということで、特にこの赤羽会場ですが、区民祭りの会場から距離が離れておりまして、エコ広場館でやっても周知という意味では非常に厳しいと思っております。会場の都合もあるかとは思いますが、今日は赤羽の実行委員長もお見えになっていますし、屋内で雨にぬれずに行うという視点からでしたら、庇の下や赤羽会館の一階の一部などで、広い面積を使うわけでもないでしょうし、当日は来場された方にアンケートもとると聞いておりますし、是非区民まつりの会場のなかで実施していただけるようにご検討していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○委員

はい、赤羽会場の合同役員委員会が 12 日に行われますのでその時に検討してみます。それでよろしいでしょうか。できるだけ前向きに努力致します。

○事務局：リサイクル清掃課長

実は 9 月 10 日号で会場の周知を行う予定です。滝野川についてはブースを確保していたのですが、他の地域に関しては新たに行政が入るのが難しいということもありまして、私どもに身近なエコ広場館を指定させていただきました。アンケートでは会場はもっと便利な所で実施した方がいいなどの意見も出るかと思いますが、今回はエコ広場館で実施させていただきたいと思っております。

○委員

9 月 10 日の北区ニュースというタイムリミットと原稿がもうできているんだろうとは思いますが、もしこれをやるのであれば、前回の時に言っていただければ良かったと思います。10 月のイベントのことを 8 月の末に出されてきているわけですが、小型家電の回収は色々な形で議会でも言わせていただいておりますけれども、エコ広場館は知名度も低いという話もしましたが、せっかくするのでエコ広場館への誘導する何か策などを立てるとか、周知を徹底していかないといけないのではないかと思います。赤羽会場の回収はこちらでやっています、行くと良いことがあるよ、というくらいの周知をしていただいて、多くの方の意見やイベントとしての成果を出していただけたらと思っておりますので、ご検討よろしくお願い致します。

○事務局：リサイクル清掃課長

ご意見伺いました。斉藤会長とも御相談していきたいと思います。例えば赤羽ではのぼり旗をあげて誘導するなども含めて検討したいと思っております。

○会長

まだご意見ありますか。○○委員どうぞ。

○委員

小型家電の回収は北区ニュースで周知しただけで集まるとは私は思っておりません。10月の頭までにできる努力として、私の個人的に思ったことですが、子供が携帯電話に興味を持つ年齢で以前の私の携帯電話は子供のおもちゃ箱に入っておりました。そういうものを集めると全部で3個もあったんですね。それを持っていこうと思っておりますが、その際交換に何をもらえるのか。それを知らせることもとても重要なことだと思います。今子供たちが興味のあるものをそこであげる、ということ。親には実用的なものを。交換してあげるものはとても重要だと思いますね。告知先としては、幼稚園に通っている子供の親御さんはこういうものを与えている人もいたでしょうからいいでしょうし、小学校も良いのではないかと思います。教育委員会なども利用して、子供に持ってきてというような投げかけがあってもよいのではないのでしょうか。

○事務局：リサイクル清掃課長

基本的には物をあげるから来てほしいというものでもないですが、粗品としてはリサイクルに関係あるものを考えております。周知方法ですが、どうしても媒体は決められてしまうのですが、これからの一ヶ月ありますので、委員の皆様の口コミも含めまして十分に周知していただければと思います。よろしくお願い致します。

○会長

はい、○○委員どうぞ。

○委員

時間ですので意見だけ言わせていただきます。携帯電話は以前は情報を移した後はその場で壊してきていたんです。今は自分で赤外線で情報を移して手元に残ってしまいます。壊すためには自分でどこかに持っていかなければならないので、これこそ拡大生産者責任をどう考えるのかと思いますので、そのことについて意見だけ述べさせていただきました。

○会長

はい。よろしいですか。以上をもちまして今日の議題全て終了させていただきます。次回以降の審議会日程についてご説明お願い致します。

○事務局：リサイクル清掃課長

審議ありがとうございました。次回については、今回の素案を皆様にご意見いただいたので、案に変えさせてもらって少しまたご議論いただきたいと思っております。

次回は11月6日午後2時からこの会場にて予定しております。その後についてですが、中間のまとめ案を取った形で区民の皆様にご意見をもらうということで、行政にはパブリックコメントという制度がありますのでそれが12月から一ヶ月程度区民の皆様からご意見をいただくよう実施し、その後審議会を行い意見を反映させるような手続きを取りたいと思っております。それを受けまして、年明けの1月29日3時から最終的なご議論をいただいて最終答申に結び付けたいと思っております。会場はいずれもこちらの第二委員会室でございます。よろしく申し上げます。

○会長

ありがとうございました。それでは今後の審議会日程については述べていただいた通りにしたいと思

ます。よろしいでしょうか。

本日の議題は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

以上